

## 行政訴訟の対象についての検討課題

### これまでの議論及びさらに検討すべき課題

「法律上の争訟」に含まれない「民衆訴訟」と「機関訴訟」を除けば、行政訴訟は、(1)「抗告訴訟」＝「行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」、(2)「当事者訴訟」＝「当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁判に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの」及び「公法上の法律関係に関する訴訟」である。法令で定める訴訟を除けば、行政訴訟は、「行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」と「公法上の法律関係に関する訴訟」になる。

行政訴訟と民事訴訟との関係について、行政訴訟によって国民の権利利益の救済が十分に図られるかどうかの検討がされないまま、公権力の行使に関する不服の訴訟であるからという理由で民事訴訟で争うことができないとされる場合があるとの批判がある。

わが国の民事訴訟では、債権に基づく請求権、不法行為に基づく損害賠償請求権、物権的請求権（返還請求権、妨害予防請求権、妨害排除請求権）、人格権に基づく妨害排除請求権など、権利（ないし法的利益）を実現し、又は権利をその侵害ないし侵害のおそれから救済するため、権利（ないし法的利益）から第三者に対する請求権が派生するということを実体法的に観念し、この請求権の存否に関する争いを裁判によって解決し、その裁判を強制執行で実現することにより、権利の実効的な保障を図るシステムが作られている。

民事訴訟では、給付請求権を実現するための給付の訴えのほかに、即時確定の利益がある場合には確認の訴えにより権利や法律関係の確認を求める訴えができるとされている。国や公共団体との関係においては、私人間以上に、確認の訴えが活用できるとの意見がある。

## 検討が必要と思われる問題点

権利利益の侵害を受けた国民と侵害をした国又は公共団体との関係が、私法関係か公法関係か、公権力の行使に当たるかどうかによって国民の権利救済の方法を区別する現行法の趣旨をどのように考えるか。権利救済の方法を区別するには、国民の権利利益の包括的実効的な救済に支障が生じないかどうかについても検討する必要があるのではないか。

現代の行政は、計画、契約、補助、指導、情報提供など、多様な手法を用いる。国や公共団体の活動により違法に権利侵害がされた場合の救済について、これらの行為が、私法関係か公法関係か、行政上の法律関係かということは、行為の違法性を判断する基礎の一つにはなると考えられるが、権利救済の実効性の確保という観点からみて、権利救済の手続を区別する要件として決定的なものと考えべきかどうか。

国民の権利利益の実効的な保障を図る観点から、国民の権利利益をその侵害又は侵害のおそれから救済するため、公法関係か私法関係かを問わず、国又は公共団体に対しても必要な救済を求める請求権が生ずるという考え方を採ることはできないか。ドイツでは、公権力による権利侵害についても、憲法上の基本権を根拠として、その侵害の除去を求める請求権が発生すると考えられていることについて、どのように考えるか。

(参照条文)

行政事件訴訟法第1条～第7条

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(行政事件訴訟)

第二条 この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

(抗告訴訟)

第三条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力

の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

4 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

5 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分又は裁決をすべきにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

（当事者訴訟）

第四条 この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する訴訟をいう。

（民衆訴訟）

第五条 この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。

（機関訴訟）

第六条 この法律において「機関訴訟」とは、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟をいう。

（この法律に定めがない事項）

第七条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。